

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の
翌日)

目 次

◇告 示 生活保護法による医療機関の指定(社会課)

生活保護法による診療所の廃止(〃)

県営土地改良事業計画の変更(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(四件)(〃)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(二件)(〃)

土地改良事業計画の変更の認可(〃)

県営土地改良事業の工事の完了(〃)

保安林の指定の解除(造林課)

保安林の指定の解除予定(〃)

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇公安告示

告 示

鳥取県告示第千百一十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

平成元年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中井医院	米子市旗ヶ崎七丁目二〇―一 二	平成元年十月十六日
有限会社すずき 薬局	鳥取市松並町二丁目一四〇― 三	平成元年九月二十八日
小徳歯科クリニ ック	境港市元町四一	平成元年十月一日
潮医院	西伯郡会見町天万六三八―五	平成元年十月一日
医療法人井上医 院	八頭郡用瀬町大字用瀬四五七 ―六	〃
医療法人井上医 院 佐治出張診療 所	八頭郡佐治村大字加茂六九二 ―五	〃
岸医院	八頭郡河原町大字河原四八	〃
福嶋整形外科医 院	倉吉市伊木二六二―二	〃
明島産婦人科医 院	倉吉市幸町五〇七―一八	〃

立産婦人科医院	倉吉市上井町二丁目一〇一七	"
医療法人木本齒科医院	倉吉市昭和町一丁目一七四	"
小山齒科医院	米子市車尾八六八―三	"
周防内科医院	米子市上後藤三二四	"
井上皮膚科クリニック	米子市茶町二七七一	"
木下内科医院	米子市河崎九八七	"
森整形外科医院	米子市夜見町二二六〇	"
野口内科医院	米子市角盤町四丁目五十二	"
医療法人福島医院	境港市中町九三	平成元年十月十九日
医療法人社団宝意内科医院	米子市万能町一六	"
医療法人社団高見医院	東伯郡北条町大字国坂七二〇	"
船木齒科医院	東伯郡東伯町大字徳万七三四―一	"
医療法人福庭医院	境港市相生町一四	"
医療法人倉元内科医院	境港市外江町一七三三―一	"
有限会社岡田薬局	米子市上後藤二九四―二	"
芦津齒科医院	八頭郡船岡町大字船岡三八五	"

荻原医院	八頭郡河原町大字長瀬七四―九	"
乾医院	氣高郡鹿野町大字鹿野一四〇五―一	"
医療法人社団森医院	岩美郡国府町大字糸谷一―五	"
医療法人社団森医院中河原分院	岩美郡国府町大字中河原六八―七	"
医療法人桜井皮膚科医院	鳥取市永楽温泉町一六三	"
福田整形外科医院	鳥取市材木町一五二	"
医療法人社団白井眼科医院	鳥取市西町四丁目四二五	"

鳥取県告示第千百二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
小徳齒科境診療所	境港市元町四一	平成元年十月一日

野口内科医院	森整形外科医院	木下内科医院	井上皮膚科クリニク	周防内科医院	小山歯科医院	木本歯科医院	足立産婦人科医院	明島産婦人科医院	福島整形外科医院	岸医院	井上医院 佐治出張診療所	井上医院	潮医院	早瀬医院	タムラ医院
米子市角盤町四丁目五―二	米子市夜見町二一六〇	米子市河崎九八七	米子市茶町二七―一	米子市上後藤三二四	米子市車尾八六八―三	倉吉市昭和町一丁目一七四	倉吉市上井町二丁目一〇―七	倉吉市幸町五〇七―一八	倉吉市伊木字中新田二六二	八頭郡河原町大字河原四八	八頭郡佐治村大字加茂六九二―五	八頭郡用瀬町大字用瀬四五七―六	西伯郡会見町天万六三八―五	鳥取市川端五丁目一〇六	鳥取市瓦町一六一
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

鳥取県告示第千百三三号 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の	福島医院	境港市中町九三	平成元年十月二日
	宝意内科医院	米子市万能町一六	平成元年七月一日
	高見医院	東伯郡北条町大字園坂七二〇	平成元年十月一日
	船木歯科医院	東伯郡東伯町大字徳万七三四―一	平成元年十月九日
	福庭医院	境港市相生町一四	平成元年十月二日
	倉元内科医院	境港市外江町一七三三―一	"
	荻原医院	八頭郡河原町大字長瀬七四―九	平成元年十月一日
	乾医院	気高郡鹿野町大字鹿野一四〇―五	"
	森医院	岩美郡国府町大字糸谷二一―五	"
	森医院分院	岩美郡国府町大字中河原六八―七	"
	桜井皮膚科医院	鳥取市永楽温泉町一六三	平成元年九月十六日
福田整形外科医院	鳥取市材木町一五二	平成元年七月一日	
日井眼科医院	鳥取市西町四丁目四二五	平成元年十月一日	

規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業光徳地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第千百四号

鳥取市が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業有富地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供す

る。

平成元年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百五号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業金沢第四地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百六号

岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）蒲生地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百七号

国府町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）国分寺地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百八号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）東郷地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百九号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）立見地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項

の規定に基づき、鹿野町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）小畑地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成元年十一月十六日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成元年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千百一十一号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成元年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営は場整備事業四王寺地区第一工区は場整備	昭和六十三年十一月十日
第二工区	平成元年三月二十日
第三工区	昭和六十三年三月二十日
第四工区	平成元年三月二十日

鳥取県告示第千百一十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成元年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町北六丁目三五一、三五二、三五四、三五六、四四六の一、四四六の二、四四九の一から四四九の三まで、四五〇の一、四五〇の二

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第千百一十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字家ノ後一四九の八、一四九の一〇、一五三の三、一五四の一・一五五の一（以上二筆について次の図に示する部分に限る。）、一五五の三から一五五の五まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年十一月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類		型式	製造業者名
ぱちんこ遊技機		おジョーブランド	株式会社ソフィア
		テクノファイブ	
め組二番		ラスベガスPー五	株式会社ニューギン
		ラスベガスキング	
め組一番		エキサイト麻雀G	京楽産業株式会社
		デルタB	
め組一番		麻雀王四号	京楽産業株式会社
		京楽寿司三号店	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】